

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
銃砲刀剣類所持等取締法関係	<p>(1) <u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可</u></p> <p><u>(1)の2 銃刀法第4条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可に条件を付し、及びこれを変更すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>銃刀法第4条の4第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の確認</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(5)の2 銃刀法第4条の4第3項の規定による措置を執ることを命ずること。</u></p> <p>(6) <u>銃刀法第5条第1項から第3項まで若しくは第4項本文又は第5条の2第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の不許可</u></p> <p>(7) <u>銃刀法第5条の3第1項、第5条の3の2第1項又は第9条の14第1項の規定による講習会の開催</u></p> <p>(8) <u>銃刀法第5条の3第2項、第5条の3の2第2項、第5条の5第2項又は第9条の14第2項の規定による修了証明書の交付</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p><u>(11)の2 銃刀法第5条の3の2第3項の規定による修了証明書の書換え又は再交付</u></p> <p><u>(11)の3 銃刀法第5条の3の2第4項の規定による事務の一部委託</u></p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>銃刀法第6条第1項の規定による</u></p>	銃砲刀剣類所持等取締法関係	<p>(1) <u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可又は条件の付与及び変更</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>銃刀法第4条の4第1項の規定による銃砲又は刀剣類の確認</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>銃刀法第5条又は第5条の2第1項から第4項まで若しくは第6項の規定による銃砲又は刀剣類の所持の不許可</u></p> <p>(7) <u>銃刀法第5条の3第1項又は第9条の14第1項の規定による講習会の開催</u></p> <p>(8) <u>銃刀法第5条の3第2項、第5条の5第2項又は第9条の14第2項の規定による修了証明書の交付</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>銃刀法第6条の規定による国際競</u></p>

国際競技に参加する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可

(16)・(17) (略)

(18) 銃刀法第7条の3第2項の規定による獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新又は不更新

(18)の2 銃刀法第8条第2項の規定による許可証の返納

(19) (略)

(20) 銃刀法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第8項若しくは第9項、第11条の2第1項から第3項まで又は第26条第2項の規定による銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の提出命令及び仮領置

(21) 銃刀法第8条第8項、第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、第11条第10項若しくは第11項、第11条の2第4項若しくは第5項又は第26条第5項の規定による銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の返還

(22) 銃刀法第8条第9項の規定による銃砲等又は刀剣類の売却又は廃棄（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）

(23) 銃刀法第8条第10項の規定による銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付及び費用の控除（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第12項、第11条の2第6項、第24条の2第8項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）

(24)・(25) (略)

(26) 銃刀法第9条の3第1項の規定による獵銃等射撃指導員の指定又は不指定

(27) 銃刀法第9条の3第2項の規定による獵銃等射撃指導員の指定の解除

(27)の2 銃刀法第9条の3の2第1項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定又は不指定

(27)の3 銃刀法第9条の3の2第2項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定の解除

(28)～(32) (略)

(32)の2 銃刀法第9条の16第1項前段

技に参加する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可

(16)・(17) (略)

(18) 銃刀法第7条の3第2項の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可の更新又は不更新

(19) (略)

(20) 銃刀法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項若しくは第8項、第11条の2第1項から第3項まで又は第26条第2項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の提出命令及び仮領置

(21) 銃刀法第8条第8項、第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、第11条第9項若しくは第10項、第11条の2第4項若しくは第5項又は第26条第5項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の返還

(22) 銃刀法第8条第9項の規定による銃砲又は刀剣類の売却又は廃棄（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項、第11条の2第6項又は第27条第3項において準用する場合を含む。）

(23) 銃刀法第8条第10項の規定による銃砲又は刀剣類の売却代金の交付及び費用の控除（第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項、第11条の2第6項、第24条の2第8項又は第27条第3項において準用する場合を含む。）

(24)・(25) (略)

(26) 銃刀法第9条の3第1項の規定による射撃指導員の指定又は不指定

(27) 銃刀法第9条の3第2項の規定による射撃指導員の指定の解除

(28)～(32) (略)

<p>の規定による資格の認定又は不認定  <u>(32)の3 銃刀法第9条の16第1項後段</u>  <u>の規定による資格認定証の交付</u>  (33)～(39) (略)  (40) 銃刀法第13条の3第1項又は第3項の規定による銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の提出命令及び保管  (41) 銃刀法第13条の3第2項又は第4項の規定による銃砲等、刀剣類又は拳銃部品の返還  (42)・(43) (略)  (44) 銃刀法第26条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の授受、運搬又は携帯の禁止又は制限  (45) 銃刀法第26条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の授受、運搬又は携帯の禁止又は制限の告示  (46) 銃刀法第27条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令  (47)～(52) (略)  (53) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。)第17条第2項、<u>第19条の2第2項又は第29条第1項の規定による講習会の開催の公表</u>  (54)～(83) (略)</p>	<p>(33)～(39) (略)  (40) 銃刀法第13条の3第1項又は第3項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の提出命令及び保管  (41) 銃刀法第13条の3第2項又は第4項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の返還  (42)・(43) (略)  (44) 銃刀法第26条第1項の規定による銃砲又は刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止又は制限  (45) 銃刀法第26条第1項の規定による銃砲又は刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止又は制限の告示  (46) 銃刀法第27条第1項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令  (47)～(52) (略)  (53) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。)第17条第2項又は第29条第1項の規定による講習会の開催の公表  (54)～(83) (略)</p>				
(略)	(略)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="178 1182 295 1444">道路 交通 法 関 係</td> <td data-bbox="295 1182 798 1444"> (1)～(5) (略)  <u>(5)の2 道交法第44条第2項第2号に規定する合意及び公示をすること。</u>  (6)～(223) (略) </td> </tr> </table>	道路 交通 法 関 係	(1)～(5) (略) <u>(5)の2 道交法第44条第2項第2号に規定する合意及び公示をすること。</u> (6)～(223) (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 1182 909 1444">道 路 交 通 法 関 係</td> <td data-bbox="909 1182 1407 1444"> (1)～(5) (略)  (6)～(223) (略) </td> </tr> </table>	道 路 交 通 法 関 係	(1)～(5) (略) (6)～(223) (略)
道路 交通 法 関 係	(1)～(5) (略) <u>(5)の2 道交法第44条第2項第2号に規定する合意及び公示をすること。</u> (6)～(223) (略)				
道 路 交 通 法 関 係	(1)～(5) (略) (6)～(223) (略)				
(略)	(略)				

附 則

この規則中別表銃砲刀剣類所持等取締法関係の項の改正は令和4年3月15日から、その他の改正は同年4月1日から施行する。